

遠藤氏によれば、安藤宗季の初名は季久で、いわゆる蝦夷管領を安藤季長と争った人物である。その根拠は、正中二年（二三二五）九月一日宗季讓状である。しかし讓状の理解には批判がある。

小論では、宗季讓状に関する諸説と問題点を整理し、蝦夷管領と宗季の關係、宗季の系譜に関する私見を述べる。そのうえで鎌倉末期から南北朝期にかけての残りの津軽安藤氏の系譜、具体的には家季・祐季の系譜、さらには津軽安藤氏の動向を再検討したい。

第一章 鎌倉末期の津軽安藤氏

第一節 安藤宗季讓状・蝦夷管領・東夷成敗権

鎌倉末期、安藤宗季が蝦夷管領であるとする史料は、次に掲げる宗季讓状である。

〔史料A〕

ゆつりわたす、つかるはなわのこほりけんかしましりひきのかう、かたのへんのかうならひにゑそのさた、ぬかのかうそりのかう、なかはまのみまき、みなといけのちとう御たいくわんしきの事、

みきのところは宗季せんれいにまかせてさたをいたすへ

きよし御くたしふみを給はるものなり、しかるをしそくいぬほうし一したるにて御くたしふみをあいそゑてゑいたいこれをゆつりあたうるところなり、宗季いかなる事もあらんときはこのゆつりしやうにまかせてちきやうすへきなり、た、しうそりのかうのうち、たや、たなふ、あんとのうらをハ、によしとらせんいちこゆつりしやうをあたうるところなり、よてゆつりしやうくたんのことし、

正中二年九月十一日

宗季（花押影）

遠藤巖氏は、右の讓状の「ゑそのさた」「御たいくわんしき」を、正中二年（二三二五）六月六日、安藤又太郎から安藤五郎三郎に交代した代官職、すなわち蝦夷管領とする（「ゑそのさた」蝦夷管領説）。そして「諏訪大明神画詞」に基づき、「史料A」の宗季を又太郎季長と蝦夷管領を争つた五郎三郎季久とする（宗季季久同一人物説）。本節では「ゑそのさた」蝦夷管領説を検討する。

高橋富雄氏は、「ゑそのさた」が鼻和郡と糠部郡の間に置かれていたから、津軽地区の蝦夷沙汰を特に独立してさしたとする。また黒嶋敏氏は、「ゑそのさた」が「蝦夷全般のことを含む内容であったならば「蝦夷の沙汰」は「地頭代官職」の前後に配置されるのが自然」だから、鼻和郡に関するものとする。両氏の批判は、史料解釈上妥当である。

だが「諏訪大明神画詞」は現在の北海道及びその以北の蝦夷の説明に続いて「根本ハ酋長モナカリシヲ、武家其ノ濫吹ヲ鎮護セントタメニ、安藤太ト云物ヲ蝦夷管領トス」とあり、津軽安藤氏は北海道及びその以北の蝦夷の鎮護を担当していた。渡党とよばれる蝦夷が北条氏領「津軽外浜ニ往来交易」をしていた。北条氏は、北方交易の安定をはかるべく、津軽安藤氏に北方の蝦夷をとりまとめさせたのであろう。

諸説共通の問題点として、「史料A」の「えそのさた」は「ちとう御たいくわんしき」と読み取れる。しかし石井進氏が述べるように、「えそのさた」は「地頭の権限から出るものではないから「地頭御代官職」ではない。」

次の史料は、鎌倉幕府滅亡後の「えそのさた」のゆくえに
関わるものといわれている。

〔史料B〕

(北高麗書)
〔花押影〕

陸奥国津軽鼻和郡絹家島尻引郷、片野辺郷、糠部郡宇曾利郷、中浜御牧、湊以下、同西浜除安藤次郎太郎後家賢戒知行分四・阿曾米等村地頭

代職事、

右、安藤五郎太郎高季守先例可令領掌之状、所仰如件、

建武二年閏十月廿九日

〔史料B〕には、「史料A」の「えそのさた」に相当するものがない。それは、鎮守府大將軍北畠顕家が「えそのさた」

を除外した結果と解されている。だが「史料B」から、「えそのさた」は一つの職ではないといえないだろうか。

石井氏が指摘する問題を解消するには、「えそのさた」を一つの職としない読み方をせざるを得ない。そのためには「えそのさた」を糠部宇曾利郷を修飾する言葉とする、つまり通説のように「史料A」の「えそのさた」と「ぬかのふのうそりかう」の間に読点をつけるのではなく、「えそのさたぬかのふのうそりかう」と読む。蝦夷の沙汰糠部宇曾利郷とは蝦夷が支配する糠部宇曾利郷という意味で、蝦夷が所領経営にあたっていたと解する。このような特殊な所領だから、宗季は「えそのさた」の文言を加えたのである。

「えそのさた」が一つの職でないとすれば、遠藤・高橋・黒嶋各説への疑問が解消する。また「えそのさた」は「ちとう御たいくわんしき」ではないとする問題が生じない。さらに「えそのさた」が「史料B」にみえない問題も解決する。

史料解釈の面から「史料A」の「えそのさた」をとりあげた。鎌倉幕府下の出羽・陸奥両国という面から検証したい。

〔史料A〕にみえる所領は、蝦夷村から郡郷制が施行され、内国化した地域である。しかし陸奥国には、西国からの流人を預かる「奥州夷」がいた。また元亨二年（一二三二）、出羽国内の「蝦夷蜂起」が鎌倉に伝えられた。さらに建武元年（一二三四）九月六日陸奥国国宣の「平泉中尊寺者、陸奥・

出羽两国之甲区、堀河・鳥羽二代之勅願也、(中略)、爰頃年武士甲乙人等、寄絆於蝦夷梟族追伐、或闖入郭門致狼藉、或押妨寺領及驅使云々、太以濫吹也」の「蝦夷」には、中尊寺及び同寺領内の「蝦夷」が含まれるであろう。

これらから鎌倉・建武政権期において、出羽・陸奥両国に「蝦夷」とよばれる人々がいるという認識があった。それゆえ幕府は「於出羽陸奥者、依夷之地」のように、両国を特殊な地域ととらえていた。

幕府は、東夷成敗権にもとづいて「蝦夷」を統治した。しかし次節でとりあげるように、津軽安藤氏の内紛で季長派の「蝦夷」は根強く抵抗している。津軽安藤氏の「蝦夷」への依存は、軍事面にとどまらなかつただろう。「史料A」のように、北奥において「蝦夷」の所領経営のうえに北条氏領地頭代職安藤氏がある場合もあったのである。

以上述べたことが正しいとすれば、「史料A」の「ゑそのさた」は、蝦夷管領ではない。宗季を蝦夷管領とする挙証はなく、宗季季久同一人物説の前提が成り立たない。

第二節 「蝦夷蜂起」と安藤宗季の系譜

次に掲げる史料のように、安藤宗季の所領は「史料A」以外にあった。

〔史料C〕⁽²⁾

ゆつりわたす、五郎太郎たかすゑ二、みちのくにつかるにしのはま⁽²⁾せき・あつま事、
右、くたんのところハ、むねすゑはいりやうのあいた、

かの御くだしふみをあいそへて、しそくたかすゑ二、ゆつりあたふるところ也、たのさまたけなくちきやうすへし、又いぬ二郎丸が事、ふちをくわへていとをしくあたるへし、ゆめくこのしやうをそむく事あるへからす、よてゆつりしやうくたんのことし、

元徳二年六月十四日

むねすゑ(花押影)

遠藤巖氏が述べるように、「史料A」・「史料C」の「御くたしふみ」・「御くだしふみ」は得宗家発給であろう。斉藤利男氏が述べるように、安藤季久派が外浜内末部、季長派が西浜折曾閔を拠点としているが、西浜が宗季に与えられたのは、工藤祐貞が季長を捕らえて鎌倉に帰参した嘉暦元年(一二三二)七月二十六日をさほど下らない頃であろう。

石井進氏は、「史料A」・「史料C」に外浜がみえない点を問題とする。遠藤説では、宗季が後の安藤家季である「史料C」の「いぬ二郎丸」に外浜を譲つたとする。しかし佐々木慶市氏が指摘するように、「史料C」の「いぬ二郎丸が事、ふちをくわへていとをしくあたるへし」から、宗季が「いぬ二郎丸」に譲つた所領はない。「史料C」から男子の分割相続を認めない原則を読みとれ、「史料B」もあわせて考えると、宗季

の所領に外浜はない。季久が外浜を拠点としたのは、自身の所領だからであろう。季久領外浜が宗季の讓状に見えないのは、宗季と季久は別人だからである。したがって宗季は、蝦夷管領ではない。

それでは「史料A」の所領は、いつ宗季に給与されたのだろうか。遠藤氏は、蝦夷管領交代時とし、安藤氏の乱とよばれる「蝦夷蜂起」に結びつけている。

「蝦夷蜂起」に関する研究は、多くある。ここでは、「金沢文庫文書」五月二一日北条高時書状の年次を正中二年（二三二五）とした斉藤氏の研究を手がかりにしたい。

斉藤氏によれば、元応二年（二三二〇）から起こった、「出羽蝦夷蜂起」は出羽国秋田城管轄下である日本海側の夷島の蝦夷の蜂起で、それが大規模化し、津軽安藤氏の抗争に発展して鎌倉に注進されたのが元亨二年（二三二二）とする。そして季久が主導権を發揮し、正中二年（二三二五）五月二一日以前に「蝦夷静謐」となったとする。

斉藤説への疑問として、まず「出羽蝦夷蜂起」の理解。論拠である「鎌倉年代記」裏書元亨二年（二三二二）条の「出羽蝦夷蜂起、度々及合戦、自去元応二年蜂起云々」を素直に読めば、出羽国内の蝦夷蜂起で、鎌倉幕府の支配に対する蝦夷の反乱であろう。遠藤氏が指摘するように、正中元年（二三二四）五月及び翌年正月の蝦夷降伏祈禱は、いわゆる

弘安の役と同じで、「蝦夷蜂起」は特別の大事件と認識されていた。幕府の東夷成敗権の根幹を揺るがすからであろう。

次に津軽安藤氏の内紛との関係。季長派と季久派の戦闘は津軽地方だから、「蝦夷蜂起」は津軽安藤氏の内紛と直接関係ない。

次に「蝦夷静謐」の担い手。蝦夷管領交代後、季長派の抵抗が起ると鎌倉から軍勢を派遣しており、季久の軍事力は期待されていない。斉藤氏が述べるように、「蝦夷静謐」以前の鎌倉からの軍勢派遣はなかったであろう。「蝦夷静謐」後の討伐の対象は季長及びその与党と明確だが、それ以前の「蝦夷蜂起」は組織的なものではなく、追討すべき対象を特定できなかったのだろう。そのため蜂起が起ると、それぞれの地域で解決をしなければならず、「蝦夷蜂起」が長引いたのであろう。

「蝦夷静謐」後の正中二年（二三二五）六月六日、「代官職」が季長から季久に交代している。「代官職」は、通説通り蝦夷管領であろう。「代官職」という漠然とした名称は、特定の名称がなかったことをうかがわせる。

宗季に対する「史料A」の五ヶ所もの所領給与は、遠藤説の通り、蝦夷管領交代時であろう。季長及びその与党の所領であろう。

蝦夷管領交代の理由を、「鎌倉年代記」裏書は「依蝦夷蜂

起事」とする。同史料は季長方を「蝦夷」とするから、「蝦夷蜂起」は季長派の軍事行動を指しているのだろう。「諏訪大明神画詞」によれば、季久と季長が数年合戦に及んだとある。「蝦夷静謐」後、季長の実力行使を非とし、蝦夷管領と所領を奪ったのである。

宗季には、「史料A」・「史料C」、都合六カ所の所領が与えられている。そして宗季は、通称を季長と同じ又太郎に改める。得宗家は、宗季を季長の後継者とし、五郎三郎家と又太郎家の存続をはかったのである。

宗季は季久派で、「史料C」の「いぬほうし」と同様の立場とみられる。後にとりあげるように季久流は、外浜に所領を持つ庶子家がいた。そうした庶子家がいる季久流ではなく、季長流から季長の後継者を選んだのであろう。得宗家から抜擢された宗季流は、下国家として存続する。二つの津軽安藤氏は、鎌倉末期まで続いたであろう。

第二章 建武政権期から南北朝期の津軽安藤氏

第一節 北条氏の滅亡と安藤季久流

建武政権は、津軽安藤氏が代官職であった糠部郡・外浜を足利尊氏に給与している。⁽³⁵⁾ 陸奥国司北畠顕家は、股肱南部師

行を糠部郡奉行に任じ、外浜に中条時長以下の奉行を派遣する。⁽³⁶⁾ そして国司として尊氏領糠部郡・外浜の鄉村を師行等に給与しているが、関所地ではない鄉村も対象である。⁽³⁷⁾

以上のことを念頭に置き、次に掲げる建武元年（一三三四）と推定される六月一二日師行充頭家袖判御教書を取りあげたい。⁽³⁸⁾

「史料D」

一、外浜明師状入見参畢、武部卿宮と自称候し悪党人、最前相取憑之由、載白状間、雖不能御抽賞、如今令申者致忠節之所存候歟、然者争無別御沙汰哉、且云當時云向後、可致忠之由、内々猶可被加教訓候、（中略）、一、安藤五郎二郎家季事、所存之趣、旁以非無疑貽候、所詮外浜ヲ押領之志候歟、足利方ハ八国方預由申、国方ハ足利方預之由構候歟、彼密事、一箇条も不審無極候、京都へハ具被申畢、（中略）、五郎二郎も別心候ハて、存報国之忠者、外浜等事も 公家へも足利方へも被申談ハなど、一方方も無御計之道候哉、而如當時いかさまにも有異心歟、然而湊孫次郎并明師等不同心合力者、家季一身無指事候歟、内々得此意、可被廻方便歟と思召候也、多田ハ彼堺事不知案内歟、平賀ハ多田二も不和、結句又安藤五郎二郎とも不和事出来歟之由、其間候之間、被召返候也、所詮安藤一族強無異

心之色歟、而家季一身造意非無疑、国之御大事ニ候へは、能々可被廻思案候、如何さまに明師・祐季ヲ能々可被誘仰歟、

右に「外浜ヲ押領之志候歟、足利方へハ国方預由申、国方へハ足利方預之由構候歟」とあつて、安藤家季は顕家・尊氏双方から外浜一円に及ぶ正当な知行人とみなされていない。佐々木慶市氏は、所領を譲られなかつた家季が關所地である外浜の押領を企てたとする。

しかし顕家は、「外浜等事も 公家へも足利方へも被申談ハなど、一方ヲも無御計之道候哉」と家季への配慮を示し、「平賀八多田ニも不和、結句又安藤五郎二郎とも不和事出来歟之由、其間候之間、被召返候也」と家季との不和を理由に派遣した奉行の召し返しを指示している。これらから家季は、外浜の有力者である。

外浜は、宗季と別人の季久の所領である。外浜の有力者家季は、季久流の嫡流で、季久の子か、近親者であろう。

斉藤利男氏は、家季を外浜地頭代とする。鎌倉末期は、そうだろう。けれども北条氏が滅亡する。建武政権は「今度没官地代官職安堵事、本人已 朝敵、代官何有安堵之号哉」のように、北条氏領代官職没収が原則で、家季は外浜での所職を失つたと考えられる。したがって家季は北条氏から補任された蝦夷管領も失つたであろう。

「史料D」の「湊孫次郎并明師等不同心合力者、家季一身無指事候歟」から、祐季も明師も外浜内に所領があり、季久流の庶流であろう。祐季は、建武元年（一三三四）二月、師行の弟政長に「筋黒一尻、同保呂一鳥令進」めるなどして接近している。そして建武元年（一三三四）二月一日津輕降人交名注進状案によれば、祐季は津輕降人を五人預かつている。また明師は、「史料D」に「式部卿宮と自称候し悪党人、最前相取憑」とあるように、反建武政権の動きを見せた時もあった。

このように季久流は、分裂している。そのため顕家も「史料D」に「家季一身造意非無疑、国之御大事ニ候へは、能々可被廻思案候、如何さまに明師・祐季ヲ能々可被誘仰歟」とあるように、家季を通じて季久流を統制しようとしなない。

季久流は、北条氏滅亡後も現地での影響力があつたようである。そのためか顕家は季久流をとりこもうとしている。この方針は他の旧北条氏領代官にもとられ、軍功があれば所領安堵や新恩地給与をしている。

その後、尊氏が建武政権にそむくと、家季も呼応した。建武四年（一三三七）七月、津輕国人曾我貞光は、建武三年（一三三六）正月六日から翌年正月に至る津輕地方で行われた顕家方との合戦の軍功等を家季に提出し、証判を受けている。鎌倉末期に得宗家から蝦夷管領に任じられ、津輕安藤氏

嫡流に位置づけられた季久流は、建武政権期にその地位を維持できなかつたようだが、尊氏が離反すると、尊氏方の津軽地方の軍事面での中核をになつたのである。

ところが暦応二年（一一三九）五月二〇日、貞光は大光寺での合戦の軍忠を安藤宗季の子師季に提出し、証判を受けている。⁵⁴同年七月二三日に奥州国大将石塔義房が貞光に発給した感状は、師季の証判にもとづいており、師季は奥州国大将下での合戦奉行として位置づけられている。貞和三年（一二四七）五月日貞光申状土代によれば、家季も師季も「津軽合戦奉行」だが、「建武三年正月六日、安藤五郎次郎家季称下給御教書、合力之間、令談合之、即攻落南部六郎政長以下等畢」とあつて、家季は正式の合戦奉行に任じられていないような書き方である。暦応元年（一一三八）前後を境に、季久流の家季から宗季流の師季にかわつたのである。

第二節 安藤宗季流の動向

鎌倉末期、安藤季久と並ぶ存在に位置づけられた宗季の北条氏滅亡後の動向をみてみよう。建武元年（一一三四）一月一四日津軽降人交名注進状案で、季久流の安藤家季・湊祐季と並んで津軽降人を預かつている「安藤又太郎」は、宗季とされている。宗季は一七人預かつており、もつとも多い。また宗季の子高季も建武政権側として、大光寺合戦での曾我

乙丸代羽鳥重泰の手負を注進している。⁵⁵

次に掲げる史料によれば、高季は陸奥国司北畠顕家より新恩地給与を受けている。

〔史料E〕

（北畠顯家）
（花押影）

下 平賀郡

可令早安藤五郎太郎高季領知当郡上柏木郷、

右、為勲功賞所被宛行也、任先例可致其沙汰之状、所仰

如件、

建武元年三月十二日

ついで高季は、顕家から「史料B」を発給されている。しかし地頭代職知行は、他の顕家発給文書にみられない。⁵⁶また文書様式をみると、新恩地が複数の郡に及ぶ場合の発給される文書に近く、「安藤五郎太郎高季守先例可令領掌」から、新たに知行をさせたようである。しかし「史料E」のように、新恩地給与では、新知行人を事書に記すといった相違がある。このように「史料B」は、特異な文書である。そこで「史料B」発給の背景を探ってみた。

「史料B」の「陸奥国津軽鼻和郡絹家島尻引郷、（中略）、湊以下、同西浜」の「湊以下」は、「史料A」の「みなといけ」をそのまま漢字に直したもので、高季の「史料A」・「史料C」提出を物語っている。しかし「史料B」には、宗季讓状によ

る旨の記載がない。

津軽降人をもつとも多く預かっている宗季が、顕家から所領安堵を受けていないのだろうか。「史料B」は足利尊氏がそむいた時期の発給で、高季が尊氏方ではないことを意味する。宗季は尊氏方だが、顕家方となった高季が讓状によって所領知行を認めさせたのが「史料B」ではないだろうか。このような宗季流の分裂で、季久流の家季が津軽合戦奉行たりえたのであろう。

さきに述べたように暦応二年（一三三九）五月二〇日曾我貞光軍忠状^⑤の証判は、師季である。通説は高季と師季を同一人物とするが、その根拠はなく、高季と師季は別人でもよい。師季は、「史料C」の「いぬ二郎丸」であろう。宗季流の分裂が解消され、師季が家季にかわって津軽合戦奉行となったのである。

その後、次に掲げる史料は、師季に関するものといわれている。

〔史料F〕^⑥

曾我上野介時助申出羽国小鹿嶋事、訴状具書如此、安藤孫五郎入道立還遵行之地押領云々、尤招罪科歟、所詮安東太相共莅彼所、沙汰付下地於時助代、可被執進請取、使節緩怠者、可有其咎之状、依仰執達如件、

延文二年六月八日

沙弥(花押)

曾我周防守殿

佐々木慶市氏は、充書の曾我周防守を津軽南部の有力者とす^⑦。正平一六年（康安元年、一三六一）正月一八日北畠顯信袖判御教書は津軽国人「曾我周防次郎」に発給されているが、その近親が曾我周防守であろう。貞光が、康永三年（一三四四）一月一六日、室町幕府の命令を受けて、陸奥国山辺郡龜山郷打渡を安保小五郎とともにつとめている事例^⑧を傍証としてあげておく。

佐々木氏は、曾我周防守とともに沙汰付を命じられた安東太を秋田安東氏とする^⑨。津軽安藤氏は「安藤」、秋田安東氏は「安東」だからである。遠藤巖氏は、「安藤」と「安東」の混用を根拠に師季とする^⑩。「史料F」の安藤孫五郎入道は、「立還遵行之地」から小鹿嶋の国人と解され、南北朝期は秋田も津軽も「安藤」である。また津軽国人と出羽国人の組み合わせよりも、ともに津軽国人とする組み合わせの方が自然である。したがって遠藤説のように「安東太」は津軽安藤氏で、師季とするのが妥当である。

〔史料F〕は、出羽国の所領である。しかし国内にしかるべき国人がいなかったようで、訴人時助と同族である津軽曾我氏と、論人の一族かは不明だが津軽合戦奉行の経歴を持つ津軽国人師季に、出羽国の所領の沙汰付を命じたのであろう。

〔史料F〕によれば、津軽安藤氏は無位無官、津軽曾我氏

は周防守である。津軽曾我氏は、奉公衆曾我師助の猶子となつた貞光が左衛門尉に任官している。周防守も奉公衆曾我氏との關係に任官されたのだらう。師季に従つていた貞光は、曆応四年（一三四一）から翌年にかけて、幕府の命で陸奥国に下つた師助のもとで南朝方と糠部郡で戦い、師助から平賀郡の所領を預け置かれていた。そしてかつて指揮下にあつた津軽安藤氏と並んで所領の沙汰付する立場になつたが、南北朝期、津軽曾我氏は南部氏に滅ぼされたといわれる。

師季に関する確実な史料は、「史料F」が終見である。こ
れ以降、南北朝期の津軽安藤氏の動向は、史料を欠いており、
明らかではない。

終章 まとめと見通し

通説では、鎌倉末期、津軽安藤氏の季長と季久が対立し、季久が季長の蝦夷管領と所領をあわせ、下国家として存続したとする。卑見は、津軽安藤氏の内紛で得宗家が季長の蝦夷管領を季久にかえ、季長流の庶子宗季を季長の後継者に抜擢して季長の所領を与えた、つまり二つの津軽安藤氏をそのまま残し、宗季の系統が下国家として存続するとした。そして津軽安藤氏の蝦夷管領は、北条氏滅亡で補任されなくなつた

とした。

宗季を祖とする下国家の当主は、陸奥国下国殿代々名法日記により一五世紀中頃まで判明する。しかし季久流は、家季までしか言及できなかった。それ以降の季久流が問題とならう。ここでは、次の史料から一つの見通しを述べるにとどめたい。

〔史料G〕

奉籠

熊野那智山願書之事、

右意趣者、奥州下国弓矢仁達本意、如本津軽外浜・宇楚里鶴子遍地悉安堵仕候者、重而寄進可申処実也、怨敵退散、武運長久、息災延命、子孫繁昌、殿中安穩、心中所願皆令満足、奉祈申所之願書之状如件、

応仁貳年つちのね二月廿八日 安東下野守師季（花押）

遠藤巖氏は、右の史料の師季を下国家とする。しかし右の「奥州下国弓矢」は、奥州下国との合戦という意味であらう。

『大日本史料』第八編之一応仁二年（一四六八）二月二十八日条の網文は、右の史料を「安東師季、願書ヲ紀伊熊野社ニ納レ、下国氏ヲ撃テ、津軽外浜、宇楚里、鶴子、遍地等ノ地ヲ回復センコトヲ祈ル」とする。このように、師季を下国家と対立する立場にするのが妥当であらう。外浜は、季久流の所領である。外浜を奪われた師季は、季久流の末裔ではあるま

いか。

以上述べたことが正しいとすれば、一五世紀中期に津軽安藤氏は季久流と宗季流の二つが依然として残っていたといえる。そして応仁二年（一四六八）、前者は後者に圧迫されていた状況が明らかになる。

右の見通しに基づいて、南北朝末期以降の宗季流と季久流の動向等を再検討しなければならない。それは、稿を改めて述べることにしたい。

注

- (1) 「青森県史」資料編中世三北奥関係資料一四一九号。以下、「青森県史」資料編中世一〜三からの引用は、「青」三一―一四一九のように略記する。
- (2) 遠藤巖氏「安藤・秋田氏」(『日本の名族』一東北編1、新人物往来社、一九八九)。後に「安藤氏と津軽の世界」(小口雅史氏編『津軽安藤氏と北方世界』、河出書房新社、一九九五)において、「安藤系図」(『続群書類従』第七輯上)により改めている部分があるが、小論での検討には影響を与えない。
- (3) 鎌倉末期までの安藤氏の研究は、前注にあげた遠藤巖氏の論文以下多数あるが、割愛する。
- (4) 「新渡戸文書」(『青』一一四三七)。
- (5) 遠藤巖氏「中世国家の東夷成敗権について」(『松前藩と松前一九』)。
- (6) 「鎌倉年代記」裏書正中二年(一三二五)六月六日条(増補史料大成)。
- (7) 「青」二一一一八五。
- (8) 高橋富雄氏「日本中央と日之本將軍」(『弘前大学国史研究』七〇)。高橋説を受けて大石直正氏は、蝦夷管領が地域ごとに分割された可能性を指摘する(『中世北方の政治と社会』二二四頁、校倉書房、二〇一〇)。
- (9) 黒嶋敏氏「海の武士団 水軍と海賊のあいだ」一〇二―一〇三頁(講談社選書メチエ、二〇一三)。
- (10) 陸奥国の北条氏領は、遠藤巖氏「北条氏所領の検出」(豊田武・遠藤巖・入間田宣夫氏「東北地方における北条氏所領の研究」、『日本文化研究所研究報告』別巻七)等による。
- (11) 石井進氏「中世のかたち」四六頁(中央公論新社、日本の中世1、二〇〇二)。
- (12) 「陸中新渡戸文書」(『南北朝遺文』東北編第一巻一七九号、以下、同書からの引用は「南」東北一―一七九のように略記)。
- (13) 遠藤巖氏「南北朝内乱の中で」(小林清治氏他編『中世奥羽の世界』、UP選書、東京大学出版会、一九七八)等。
- (14) 大正一五年(一九二六)刊行の「青森県史」第一巻では「史料A」の網文を「津軽安藤宗季鼻和郡絹家嶋尻引郷片野辺糖部郡宇會利郷等ノ代官職ヲ子犬法師ニ譲ル」としており、

- 「あそのきた」を一つの職とみなしていないように解せる。
- (15) 「史料A」にみえる中浜御牧・湊を糠部郡内とする説(石井進氏「中世のかたち」三九〜四一頁等)と、違うとする説(斉藤利男氏「北の中世・書きかえられる十三湊と安藤氏」、「東北学」七)がある。いずれにしても現在の青森県域で一致している。そしてこの地域に郡郷制がしかれた時期や契機等も大石直正氏「中世の黎明」(「中世奥羽の世界」)以下諸説あるものが、大枠は本文の通りである。
- (16) 「吾妻鏡」建仁二年(一一〇二)三月八日条(新訂増補国史大系)。
- (17) 「鎌倉年代記」衷書元亨二年(一二三二)条。
- (18) 「陸中尊寺文書」(「南」東北一一一〇四)。
- (19) 「吾妻鏡」文治五年(一一八九)一〇月二四日条。
- (20) 遠藤巖氏「中世国家の東夷成敗権について」以来、「沙汰未練書」(佐藤進一・池内義資両氏編「中世法制史料集」第二卷室町幕府法)の「東夷成敗事、於関東有其沙汰」の「東夷成敗は、夷島支配と関連するといわれている。しかし「沙汰未練書」の「東夷者蝦子事也」という注記から、東夷成敗は人身支配に関わる事柄と読み取れる。対象とする「東夷」は、鎌倉幕府の東北地方に対する認識からみて、出羽・陸奥両国に居住する「蝦夷」とよばれる人々で、東夷成敗権はいわゆる奥州合戦で奥州藤原氏を滅ぼし、出羽・陸奥両国を管轄した結果得たと解す。
- (21) 「新渡戸文書」(「青」一一四三八)。
- (22) 遠藤巖氏「中世国家の東夷成敗権について」。
- (23) 斉藤利男氏「四通の十三湊安藤氏相伝文書と八戸南部氏」(藤木久志・伊藤喜良氏「奥羽から中世をみる」、吉川弘文館、二〇〇九)。
- (24) 石井進氏は「中世のかたち」四六頁で、「史料C」で西浜内の関・阿曾米が除かれたのは、嘉暦三年(一一三二)の和陸の結果とする。しかし嘉暦元年(一一三六)の安藤季長捕縛で、所領没収がないのは不自然である。「史料B」から西浜のうち女子分関・阿曾米は季長に譲与されず、残りが季長捕縛で没収され、安藤宗季に与えられたと解したい。
- (25) 石井進氏「中世のかたち」四六頁。
- (26) 佐々木慶市氏「中世東北の武士団」(名著出版、一九八九)二一九頁。
- (27) 「青」三一六二八。
- (28) 斉藤利男氏「四通の十三湊安藤氏相伝文書と八戸南部氏」は、遠藤巖氏「秋田城介の復活」(高橋富雄氏編「東北古代史の研究」、吉川弘文館、一九八六)を前提としているように思われる。遠藤説は、秋田城介という官職に、東夷成敗権を具体化する征夷大將軍・北条氏勢力に対し、時に牽制し、時に補強する性格があったとする。しかし桜井陽子氏「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる―三槐荒涼拔書

- 要」の翻刻と紹介―(『明月記研究』九)によれば、源頼朝が求めた官職は征夷大將軍ではないから、「征夷大將軍」の「征夷」の語を詮索し、征夷大將軍との関係で秋田城介を論じる意義はない。また秋田城介に鎌倉幕府出羽国統治に不可欠な職務があるとすれば、霜月騒動後に北条氏等が秋田城介の補任されただろうが、その形跡はない。七海雅人氏「御家人の動向と北条氏勢力の展開」(同氏編「鎌倉幕府と東北」、吉川弘文館、二〇一五)は、安達氏が秋田城地区を押さえていた挙証として、西岡芳文氏「鎌倉周辺の勧進に関する新出資料―甘細観世音寺・城ヶ島薬師堂等に関わる新資料の紹介―」(『金沢文庫研究』三一―二)が紹介する勧進状をあげる。しかし秋田城古四天王寺との関係がある甘細観世音寺の大旦那「上州幽篁」の「上州」は上野介で、上野守護とする解釈には無理があり、安達泰盛ではあるまい。
- (29) 弘安の役及び「蝦夷降伏」の祈祷は、「鶴岡社務記録」弘安四年(一一二八)閏七月三日条、正中元年(一一三二)四月一九日条、正中二年(一一三五)条(『神道大系 神社編二〇 鶴岡』)。
- (30) 大石直正氏「中世北方の政治と社会」三一頁は、「保暦間記」(『青』三一―五四二)等の史料が「蝦夷蜂起」と安藤氏の抗争と結びつける理由を蝦夷管領交代後に焦点を合わせた叙述にしたからだとする。
- (31) 「鎌倉年代記」裏書嘉暦元年(一一三二)六月二九日・同二年(一一三三)六月条、「有造館本結城古文書写」嘉暦二年(一一三七)六月一日閏東御教書写(『青』三一―一六三四)。
- (32) 「鎌倉年代記」裏書正中二年(一一三五)六月六日条。
- (33) 石井進氏「中世のかたち」三九頁等は、北条氏が蝦夷管領とするが、本文のように解したい。津軽安藤氏は、国制上、北の守りを担当したといえる。しかし北条氏は、安藤氏に正式な名称を与えず、北条氏一門や有力御内人等を派遣せず、警固番役のようなものも実施しなかった。北海道及びその以北は、軍事上さほど重視されなかったであろう。
- (34) 「鎌倉年代記」裏書嘉暦元年(一一三二)三月二九日、同二年(一一三三)六月条。
- (35) 「比志島文書」足利尊氏・直義所領目録写(『南』東北一一三五)。
- (36) 陸奥国司北畠頭家の統治については、次の速藤藏氏の研究がある。『福島県史』第一巻通史編原始・古代・中世五四二―五六八頁、「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」(豊田武教授還暦記念会編「日本古代・中世史の地方的展開」、吉川弘文館、一九七八)、「南北朝内乱の中で」等。
- (37) 北畠頭家が足利尊氏領糠部郡・外浜内の郷村を給与した史料は、『南』東北一に収録されている。史料番号のみを掲げると、二九・八〇・八二・八四・一〇三・一一〇・一一四・一

二六・二二八・二二九・一三五・一三六。

- (38) たとえば「岩手大学所蔵新渡戸文書」建武二年(一三三五)正月二六日北畠頭家下文案(「南」東北一一二二六)は、工藤貞行に陸奥国津軽郡目谷郷と外浜野尻郷を給与している。前者は「工藤貞祐跡」、後者は前知行人の記載がない。頭家は国司の立場で闕所地を給与すると同時に、闕所地ではない所領をも給与したと解される。
- (39) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一七二)。「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一七二)。
- (40) 佐々木慶市氏「中世東北の武士団」二一九～二二〇頁。
- (41) 斉藤利男氏「四通の十三湊安藤氏相伝文書と八戸南部氏」。
- (42) 佐藤進一・百瀬今朝雄・笠松宏至氏編「中世法制史料集」第六卷公家法第一部法規六一〇条。
- (43) 遠藤巖氏「南北朝内乱の中で」は、東夷成敗権が鎮守府將軍にうつたたとする。しかし遠藤氏「奥州管領おぼえ書き——とくに成立をめぐる問題整理——」(「歴史」三八)等が述べているように、鎮守府將軍足利尊氏は建武政権にそむくと、関東執事斯波家長、ついで駿河・伊豆国守護石塔義房に出羽・陸奥両国を担当させているから、それ以前に陸奥国を統治する機関を置かなかつたと考えられる。
- (44) 大石直正「中世北方の政治と社会」一五八頁のように、祐季と明師は別人である。
- (45) 「陸中新渡戸文書」二月二〇日湊祐季書状(「南」東北一一四七)。紙幅の都合で結論のみを述べると、「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」元弘三年(一三三三)一二月日南部時長師行政長陳状案・建武二年(一三三五)三月一〇日北畠頭家下文・貞和三年(一三四七)五月日曾我貞光申状土代(「南」東北一一三一・一三六、「南」東北二一九四九)等から、祐季書状の充書の「南部殿」は、元弘三年(一三三三)一二月から延元二年(一三三七)北畠頭家西征まで陸奥国にいた南部師行ではなく、元弘三年(一三三三)一二月以降建武二年(一三三五)三月一〇日以前に陸奥国に下つた南部政長で、年次は建武元年(一三三四)である。
- (46) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一一九)。「もと北条氏領代官が北畠頭家への軍功によって所領安堵と新恩地給与された例として、「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」建武元年(一三三四)六月日曾我光高申状案・建武二年(一三三五)三月二五日北畠頭家下文(「南」東北一一七六・一四〇)。
- (47) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」建武四年(一三三七)七月日曾我貞光軍忠状案(「南」東北一一三三二)。
- (48) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一四五六)。
- (49) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一四六七)。
- (50) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一四六七)。
- (51) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北二一九五〇)。
- (52) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「南」東北一一一九)。
- (53) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(元弘三年・一三三三)

- 一二月二五日時重書状〔南〕東北一一三〇。〕
- (54) 「陸中新渡戸文書」〔南〕東北一一五六。〕
- (55) 地頭代職給与状として、「結城古文書有造館本坤」元弘四年(一一三三)四月 正月二〇日某下文書・建武二年(一一三三)五月一〇月五日某下文書〔南〕東北一一四一・二七五)がある。また同じ様式の文書として、「結城古文書有造館本坤」建武元年(一一三三)四月 六月二五日某下文書〔南〕東北一一七五)がある。この三通を「南」東北一は北畠顕家発給かとするが、新恩地給与の顕家下文、たとえば「史料E」と比較すると、文書の書き出しを「下 郡もしくは庄園名」、本文の書きとめを「所仰如件」としていない。白河結城氏発給文書か。
- (56) 「岩手大学所蔵新渡戸文書」建武二年(一一三三)五月 正月二六日北畠顕家下文案〔南〕東北一一二六。〕
- (57) 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」〔南〕東北一一四五九。〕
- (58) 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」〔南〕東北一一三五二。〕
- (59) 佐々木慶市氏「中世東北の武士団」二〇三頁。
- (60) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」〔南〕東北一一四三〇。〕
- (61) 「岩手大学所蔵新渡戸文書」康永四年(一一三四)七月日波多野義資代家資重申状〔南〕東北一一七四三。〕
- (62) 佐々木慶市氏「中世東北の武士団」一九六、二〇二、二〇三頁。
- (63) 遠藤巖氏「蝦夷安東氏小論」〔歴史評論〕四三四。〕
- (64) 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」曾我氏系図〔青〕一一三三)の「奥太郎時助」は、「和簡礼経」建武三年(一一三三)一〇月一五日子室町幕府御教書写〔大日本史料〕第六編之三同年月日条)の「曾我奥太郎時助」と同一人物で、京都を活動拠点としていた。この「奥太郎時助」と「史料F」の「上野介時助」は同一人物であろう。したがって曾我時助は、津軽曾我氏と同族である。曾我氏に関しては、小口雅史氏「津軽曾我氏の基礎的研究」〔弘前大学国史研究〕八九)を参照。
- (65) 康永三年(一一三四)四月一日北浦日枝神社棟札写〔男鹿市史〕上巻五六一〜五六二頁)に「嶋郡地頭安倍兼季」、「湊学氏所蔵秋田湊文書」元禄二年(一一九八)九月吉日永禅院宥鍾書上所引応安五年(一一三七)六月一日永禅院棟札写〔青〕一一〇四九)に「領主安倍忠季」とあつて、小鹿嶋に安倍姓の国人がいる。兼季も忠季も安藤氏であろう。兼季は嶋郡地頭とあるが、津軽安藤氏同様に正員ではあるまい。「史料F」の安藤孫五郎入道は、兼季または忠季、あるいは彼らの同族であろう。しかし小鹿嶋安藤氏と津軽安藤氏の系譜上の関係は、明らかではない。「安藤系図」は鎌倉幕府の討伐を受けた安藤季長の系統が秋田安藤氏と

なつたとするが、秋田地方に季長の所領があつたとは考えがたい。大石直正氏「中世北方の政治と社会」一五四頁以下が指摘するように、安倍姓安藤氏は出羽・陸奥両国に身分や階級を問わず、広く分布している。これらを一つの系譜にまとめるのは、困難と思われる。

(66) 以上、「南部光徹氏所藏遠野南部家文書」曆応三年(一三四〇)正月一日口宣案・曆応四年(一三四一)七月七日曾我師助奉書・曆応五年(一三四二)七月二日曾我師助申状・

貞和三年(一三四七)五月日曾我貞光申状土代(「南」東北—四九五・五六〇・六三一、「南」東北—一九五〇)。遠藤巖氏「南北朝内乱の中で」は、奥州国大将石塔義房が師助を抜擢したとする。しかし貞光申状土代に「曾我左衛門尉師助賜御教書、令発向凶徒南部六郎政長等城郭」とある。この史料では石塔氏発給文書を「書下」と記すから、「御教書」を発給したのは石塔氏ではない。師助は、京都からの指示を受けて、糠部郡に発向したと解される。

(67) 信頼性に問題があるが、「津軽一統志」巻首に、延文四年(一二五九)八月二日、「郡守護安倍師季」が深沙大権現を再営したとある(「弘前市史」資料編—古代・中世編七一八)。

(68) 「熊野那智神社文書」(「青」二二—一四三三)。

(69) 遠藤巖氏「ひのもと將軍覚書」(小川信先生の古希記念を刊行する会編「日本中世政治社会の研究」、続群書類従完

成会、一九九一)は、安東師季を出羽国松山にのがれた下国家の安東政季と同一人物とする。

(70)

「史料F」の「津軽外浜宇楚里鶴子遍地」の読み方は、諸説ある。「津軽外浜」を「津軽と外浜」ではなく、「津軽の外浜」と読む。「津軽と外浜」でも安東師季の立場は、本文で述べるとおりである。